

## アネスネット会員規約

1. 会員は自由意志で会としての規約上に基づいた範囲内での麻酔援助を提供し、アネスネット（株式会社アネスネット経営による）が契約した病院への紹介者としてそれぞれ契約し、会員は病院の非常勤医師として活動することを認められる。
2. また会員はその見返りとして、週2回以上活動し、希望する会員には麻酔に対しての団体保険にアネスネットが加入するものとする。また全ての会員には交通または仕事上の怪我等に対する保険にアネスネットが加入するものとする（この労災保険については各病院とも非常勤医として契約しているので安全の二重化が目的）。
3. アネスネットの目的は、別紙記載の通り主に東北での麻酔医の援助を円滑にし、基幹病院を支える一助となることであるので、会員はその目的の範囲内で活動することは許されるが、フリーの医師のように勝手に病院と個人的な関係を構築したりして、みだりにその目的を阻害することをしてはならない。
4. 基幹病院においては、別紙契約内で問題がある場合は相互に相談して解決するところがあるが、これは会員が病院に合わなかったり、基幹病院が勝手に会員を勧誘し、会の目的を阻害することが最も多い事項と思われる。したがって、会員は病院との不信感の中で活動したり、勝手に勧誘されないように会員としての自負をもたなければならない。  
アネスネット側もその個人に合った病院を選択することに全力でこれにあたり、各病院間と情報を保つことでその管理の責務を担うものとする。
5. 安全管理上、麻酔医は非常勤医であることから孤立した形で医療事故を起こさないよう常に人間関係の構築に努め、依頼病院のスタッフもその会員の医療行為に関する事項について問題がある場合（開始時間、延長した場合、宿泊を含む交通、機材等含む）はアネスネットと契約病院間でその解決に全力を尽くす形で会員の安全が保障されるようにする。
6. アネスネットは各病院間で会員の交通での事故等含め、職場での健康管理上の保険（上記2）で対応し、会員の健康上問題があると考えられるときは、会社の利益不利益に関わらず、その会員の仕事の負荷を勘案した内容を紹介できるものとする。
7. 退会事由：上記内容やその他の例外事項に関しても会員はアネスネットの紹介という形の範囲内での活動に制限されるため、急患対応以外での自己判断や行動に制限があることを自覚し、事後処理とならないよう努めることとする。会員とアネスネットは交流を介して安全に麻酔供給ができるように努めるものとする。ただし相談が必要となる場合であっても会員としてのモラルを低下させる事項が発生した場合には、アネスネットは会員の退会を要求することができるものとする。通常退会は管理体制の変更あるため1か月前までに会本部まで通達して了承を得られた場合とする。

平成 22 年 4 月 30 日制定

平成 23 年 3 月 3 日改訂